

## 2025年強化指定選手選考基準(シニアキョルギ)

### 1. 本基準の目的

JOC 強化指定選手、SS 強化指定選手、S 強化指定選手、A 強化指定選手、B 強化指定選手及び参考選手（以下「強化指定選手」という）の選考に関し基準を定める。

### 2. 強化指定選手の期間

2025年1月1日から2025年12月31日まで

### 3. 選考日

2024年12月

### 4. 選考手続

(1)参考選手を除き、以下の手続により選考する。

ア 強化委員会は、本選考基準に従って協会指定選手候補の選考を実施し、強化本部の審議を経て、その結果を2024年12月の理事会に上程する。

イ 理事会または経営会議にて、本選考基準に則して選考されているかを審議し、決定する。

(2)参考選手は以下の手続により選考する。

強化本部にて協議の上、決定する。

### 5. 選考基準

(1)選考対象者

選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑦をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している
- ④ 大会に出場できないスポーツ障害・疾病がない者
- ⑤ 当協会強化計画を優先し活動できる者
- ⑥ 強化指定選手として選考される意思を有する者
- ⑦ 国技院の段・品取得者

(2)選考基準

ア S 強化指定選手(JOC 強化指定選手)

第 18 回全日本選手権大会の優勝者であり、下記の 1) ～4) いずれかに該当する選手または 2024 年度 SS 強化指定選手

- 1) 2024 年ワールドグランプリへの出場権を獲得した選手
- 2) 下記のいずれかの国際大会においてメダルを獲得した選手（開催年度は問わない）
  - ① オリンピック競技大会
  - ② 世界選手権大会
  - ③ アジア競技大会
  - ④ アジア選手権大会
  - ⑤ ユニバーシアード競技大会
- 3) WT 公認の 2024 年に開催された G2 大会で決勝進出した選手で、かつ、下記のいずれかの国際大会（開催年度は問わない）においてメダルを獲得した選手。
  - (1) ユースオリンピック
  - (2) 世界ジュニア選手権大会
  - (3) アジアジュニア選手権大会
  - (4) 世界カデット選手権大会
  - (5) アジアカデット選手権大会
- 4) その他、強化本部が特に相応しいと判断した選手

イ A 強化指定選手

第 18 回全日本選手権大会の優勝者のうち前記アに該当しない選手

ウ B 強化指定選手

第 18 回全日本選手権大会での準優勝者

エ 参考選手

今後の活躍が期待できる選手として強化委員会より推薦を受け、強化本部にて承認された者

※参考選手は、当協会の強化事業(合宿・大会派遣等)に招集されることがある。  
ただし、その場合の費用は原則として自己負担とする。

(3)補足事項

- ア S 強化指定選手の中から、SS 強化事業に参加可能な選手を SS 強化指定選手として指定する場合がある。
- イ B 強化指定選手について、当該選手の全日本選手権における階級の A 強化指定選手が不在の場合には、強化本部の承認により、A 強化指定選手に繰り上げる場合

がある。

ウ 選考基準を満たしても、前記 5(1)に定める選考対象者の要件を満たさない場合、強化指定選手として選考しない。

エ 第 18 回全日本選手権大会の出場者が 3 名以下の階級は、1 位の選手は B 強化指定選手として選出し、2 位は参考選手として選出する場合がある。

オ 2025 年に開催される WT カレンダー記載の公式国際大会の日本代表選手として選考された者が、選考された時点で強化指定選手ではない場合、4.記載の選考手続きにより S、A または B の強化指定選手として選考する場合がある。

## 6. 強化指定選手の追加等

### (1) 強化指定選手の追加

次の場合においては、選考実施日に関わらず、5.(1)を満たす者の中から、必要に応じて、強化指定選手を追加選考することができる。

- ① 対象期間中に強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合
- ② 強化委員会の推薦があり強化本部で承認された場合

### (2) SS、S、A、B ランクの入替

強化本部は、SS、S、A、B 強化指定選手又は参考選手に選考された者について、強化選手の期間中に、ランクの入れ替えを行うことができる。

## 7. 選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考日後に、選考対象者が前記 5(1)①から⑦のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。但し、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、前記 5(1)①から⑦に関係する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

## 8. 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる。

## 9. 強化指定の解除

下記①から⑦に該当した場合、当協会の理事会の決議を経て、強化指定を解除する場合がある。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合

- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ④ 強化指定選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合
- ⑦ 当協会強化計画を優先し活動できない場合

以上